

第 8 回 石川町農業委員会総会議事録

1 招集年月日 令和 6 年 8 月 1 9 日(月) 午後 1 時 3 0 分

2 招集場所 石川町役場 3 階 正庁兼議場

3 議案

(1) 議案第 2 5 号

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

(2) 議案第 2 6 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定
について

(3) 議案第 2 7 号

荒廃農地に係る非農地判断について

4 出席委員

農業委員 9名

1番	黒崎	佳奈	2番	鈴木	義延	3番	永沼	善恵
4番	岩谷	金良	5番	野内	誠	6番	大串	政一
7番	近内	貞夫	8番	泉	利夫	9番	根本	常和

農地利用最適化推進委員 12名

11番	近藤	強	12番	佐川	正治	13番	添田	文彦
14番	小針	淳一	15番	渡邊	健一	16番	伊藤良	平次
17番	小豆畑	元	18番	添田	健	19番	円谷	和司
20番	近内	壽夫	21番	矢内	常男			

5 欠席委員

農業委員 0名

農地利用最適化推進委員 0名

6 出席した事務局職員

事務局長	荒木	成輔
農地管理係長	岸浪	正徳
書記	会田	勇輝

議長 本日の農業委員の出席は9名です。

定足数に達しておりますので、只今より第8回石川町農業委員会総会を開きます。

議事録署名人の選出ですが、議長指名でご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

異議ないものと認め、6番 大串政一委員、7番 近内貞夫委員 を指名いたします。

(1) 議案第25号

農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議長 議事に入ります。

議案第25号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 (朗読説明)

只今、説明しました農地法第3条第1項 番号1につきましては、農地法第3条第2項の不許可要件に該当していないことを報告いたします。

議長 農地法第3条第1項 番号1を調査されました泉利夫委員に報告を求めます。

泉利夫委員 農地法第3条第1項 番号1を調査した結果を報告します。

調査日は令和6年8月7日、午前9時より、譲受人の〇〇〇〇氏と農地利用最適化推進委員の小豆畑元氏、伊藤良平次氏と、私の4名で、字〇〇〇〇番、地目 畑、672㎡を調査しました。

場所は、〇〇〇〇駅から字〇〇〇〇方面へ600mほど進んだ所の〇〇〇〇〇方向へ左折し、〇〇〇〇駐車場から100mほど登った所に位置します。

申請理由は、譲渡人は高齢になり耕作できないことから、当該地に隣接した所で耕作している譲受人が買受け一体耕作することが出来、今回の申請に至りました。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 只今報告のありました農地法第3条第1項 番号1の件について、何かご質問等ございませんか。

《「質問なし」の声あり》

議 長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。
本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 異議のないものと認め、議案第23号農地法第3条第1項 番号1 について、承認するものと決定いたします。

(2) 議案第26号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議 長 議事に入ります。
議案第26号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 (朗読説明)
只今、説明しました申請地の農地区分につきましては、番号1から番号3は第3種農地、番号4は農振農用地であります。

議 長 農地法第5条第1項 番号1を調査されました泉利夫委員に報告を求めます。

泉利夫委員 農地法第5条第1項 番号1を調査した結果を報告いたします。
調査は、令和6年8月7日、午前9時45分より代理人の〇〇〇〇氏、荒木事務局長、岸浪係長、会田主査、農地利用最適化推進委員の伊藤良平次氏、小豆畑元氏、と私の7人で、字〇〇〇〇番一部、地目、畑、485㎡の一部269.05㎡の現地調査を行いました。
場所は、〇〇〇〇から〇〇〇〇方面へ左折し150m進んだ所の左側に位置します。
転用の目的は、申請人は現在、妻の実家で妻と、子ども二人、妻の両親と生活していますが、子どもの成長に伴い現在の住まいでは手狭となり自己住宅の建築が必要になりました。申請地は集落内にある閑静な土地柄であり住宅環境としては最適な場所であり、実家も近く何かあれば行きできる距離に位置しています。
土地は、妻の父親が所有し無償で借り受けることが出来ることから、この場所が最適であると考えました。農地ではありますが、やむを得ず選定す

ることとなりました。

周辺は住宅化しており日照等の影響や集団農地の蚕食または分断もなく、隣地との境には既存擁壁があり土砂の流出はありません。

取水は、公営水道より給水し汚水は合併浄化槽により処理し町道側溝へ排水します。雨水は自然浸透および町道道路側溝へ排水します。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 只今報告のありました農地法第5条第1項 番号1の件について、何かご質問等ございませんか。

«「質問なし」の声あり»

議 長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

«「異議なし」の声あり»

議 長 異議のないものと認め、議案第26号農地法第5条第1項 番号1について、承認するものと決定いたします。

議 長 続きまして、農地法第5条第1項 番号2を調査されました近内貞夫委員に報告を求めます。

近内貞夫委員 農地法第5条第1項 番号2を調査した結果を報告いたします。

令和6年8月9日、午後1時から調査しました。代理人の〇〇〇〇氏、岸浪係長、農地利用最適化推進委員円谷和司氏、近内壽夫氏と私の4人で現地確認しました。

場所は、〇〇〇〇氏所有の字〇〇〇〇番で地目が田の492㎡と〇〇〇〇氏所有の字〇〇〇〇番で地目が田の637㎡です。

譲受人は、〇〇〇〇氏、譲渡人は〇〇〇〇です。

場所は、〇〇〇〇より〇〇〇〇を東へ400m先〇〇〇〇より町道を東へ100mの地点に位置します。

転用目的は、太陽光発電設備の設置であります。周囲は道路に囲まれ北側には休耕地、南側は今回の申請地字〇〇〇〇番、字〇〇〇〇番〇〇〇〇、西側には休耕地がありますが、日照等の影響はなく雨水は自然地下浸透で、周囲に排水路もあり、近隣の農地に与える影響はないと判断し、この案件は特に問題ないと思われます。委員の皆様のご審議のほどよろしくお

願いいたします。

議 長 只今報告のありました農地法第5条第1項 番号2の件について、何かご質問等ございませんか。

（「質問なし」の声あり）

議 長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。
本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 異議のないものと認め、議案第26号農地法第5条第1項 番号2 について、承認するものと決定いたします。

議 長 続きまして農地法第5条第1項 番号3を調査されました近内貞夫委員に報告を求めます。

近内貞夫委員 農地法第5条第1項 番号3を調査した結果を報告いたします。
令和6年8月7日午前9時15分から代理人の〇〇〇〇氏、荒木局長、岸浪係長、会田主査、農地利用最適化推進委員円谷和司氏、近内壽夫氏と私の7人で現地確認しました。

場所は、字〇〇〇〇番の地目、田の489㎡と字〇〇〇〇番の田、747㎡です。

譲受人は、〇〇〇〇氏、譲渡人は〇〇〇〇氏です。

場所は、〇〇〇〇駅より〇〇〇〇線を東へ400m先〇〇〇〇より町道を東へ100mの地点に位置し、転用目的は発電設備の設置であります。

周囲は道路に囲まれ北側には休耕地、南側に一部水田がありますが、日照等の影響はなく雨水は自然地下浸透で、周囲には排水路もあり近隣の農地に与える影響はないと判断し、この案件は特に問題ないと思われます。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 只今報告のありました農地法第5条第1項 番号3の件について、何かご質問等ございませんか。

《「質問なし」の声あり》

議 長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。
本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 異議のないものと認め、議案第26号農地法第5条第1項番号3 につい

て、承認するものと決定いたします。

議 長 続きまして農地法第5条第1項 番号4を調査されました近内貞夫委員に報告を求めます。

近内貞夫委員 農地法第5条第1項 番号4を調査した結果を報告いたします。

令和6年8月7日 午前9時から農政課棚瀬課長補佐、小豆畑主査、荒木局長、岸浪係長、会田主査農地利用最適化推進委員の円谷和司氏、近内壽夫氏と私の8人で現地確認しました。

場所は、字〇〇〇〇番の地目田で1, 538㎡です。被設定人は〇〇〇〇で、設定人は、〇〇〇〇です。

転用目的は、既存の調整池の汚泥の除去、また、改修工事に必要な進入路および資材置き場です。

当該地は、町道、〇〇〇〇より西に約1kmの〇〇〇〇より川沿いを北へ500mの地点です。

工事終了後は仮設道路等を速やかに撤去し現在の農地として耕作可能な状況に現状復帰するとのことで、特に問題ないと思われますので、委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今報告のありました農地法第5条第1項 番号4の件について、何かご質問等ございませんか。

（「質問なし」の声あり）

議 長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

≪「異議なし」の声あり≫

議 長 異議のないものと認め、議案第26号農地法第5条第1項番号4について、承認するものと決定いたします。

（2）議案第27号

荒廃農地に係る非農地判断について

議 長 次に、議案第27号 荒廃農地に係る非農地判断について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 （朗読説明）

皆様に昨年の9月から11月末にかけてご協力いただいた農地利用状況調

査において再生不能と言われる「B分類」と判断されたものについて非農地判断をお願いするものです。

農地・非農地の判断は、農林水産省経営局長通知の「農地法の運用について」の第3（3）ウにおいて、農業委員が実施した農地法第30条第1項に規定する農地の利用状況調査の結果、森林の様相を呈するなど再生利用が困難と判定された農地については、農業委員会総会において農地法第2条第1項に基づく、「農地」に該当しない旨判断することとされております。それでは、スライドを流しますので、後方をご覧ください。

議 長 審議に入る前に荒廃農地に係る非農地判断について、一括で審議することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 それでは 荒廃農地に係る非農地判断について、何かご意見等がある場合は議案書の番号を述べてから発言されますようお願いいたします。ご意見等ございませんか。

《「意見なし」の声あり》

議 長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。議案第27号 荒廃農地に係る非農地判断について、番号1から番号89を一括して承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 異議がないものと認め、原案のとおり全て承認するものと決定いたします。

議 長 以上で本日提案されました議案は、すべて終了いたしました。
 これで本日の会議を閉じます。

午後2時10分

この議事録は書記が作成したもので、その内容に相違ないことを証するため署名する。

令和6年8月19日

石川町農業委員会長

議事録署名人

6番

7番
